

—今更聞けないあなたにおさらい—

# GST

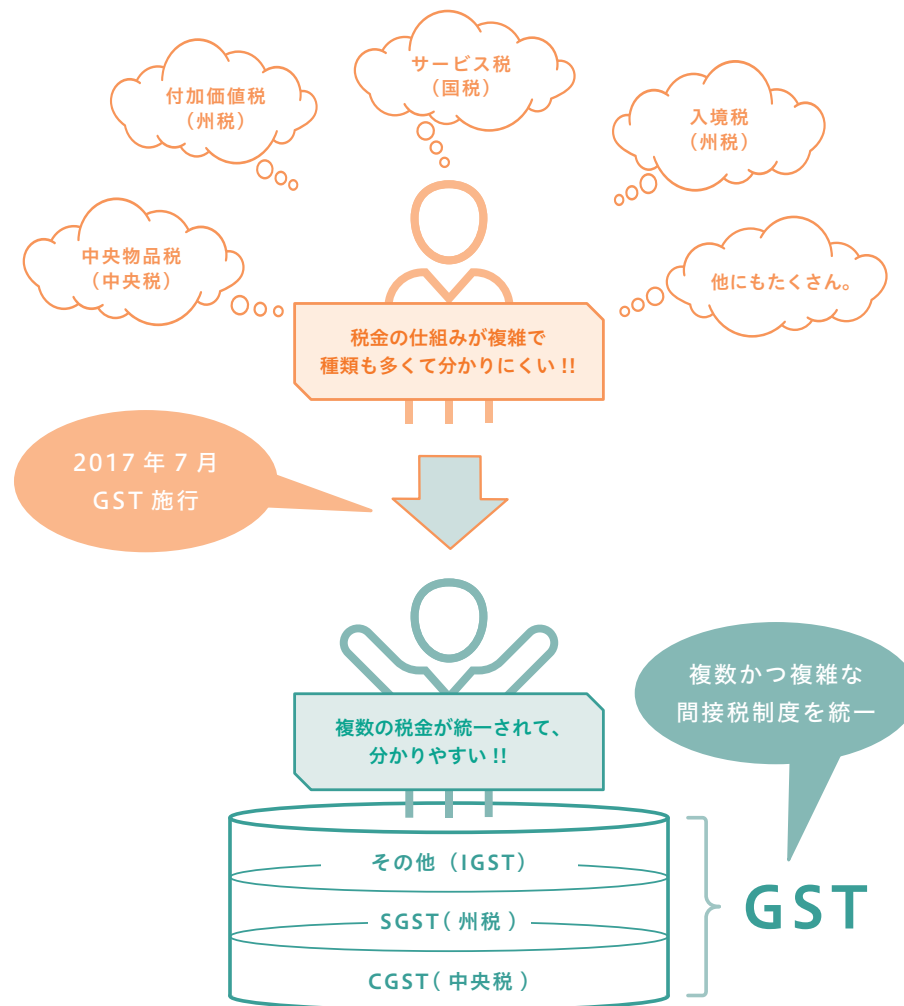
Goods & Service Tax

ってなんだ!?

昨年7月に制度がスタートしたGST。買い物やレストランで貰うレシートにCGSTやSGSTと記載されていたり、お仕事の中でも聞く機会が多くなったと思います。かつては州ごとに異なった税金の仕組みが敷かれていたり、かなり複雑で分かりにくかったインドの税制度。GSTとはこの税制度を簡単かつ効果的に動かすための仕組みとして始まりました。また、物流の効率化も促進されるなど、多様な分野に影響を与えようとする仕組みでもあります。分からないところも多いし、関心もなかなか持ちにくいこのGSTが今回のテーマです。難しいようでやっぱり難しい。ただ、皆さんの生活にも関わる身近なこの税金の仕組みを、導入から1年経った今もう一度、せっかくだからマルっとおさらいしてみたいと思います。今更GST?と侮るなかれ。インドに来たばかりのお父さん、ちょっと役には立つと思いますよ。

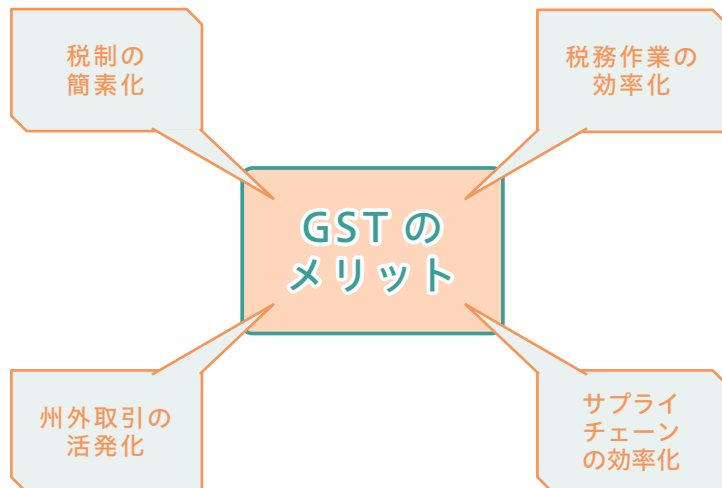
## ■ GST とは—インドの成長を促進する税金の仕組みづくり—

Goods and Service Tax、通称 GST とは物やサービスが提供され最終消費者によって消費される場で、統一的に課税される仕組みです。GST は富の再分配という考え方による国家全体の開発を目的とし、製造から最終消費までのバリューチェーンのすべての段階において（物やサービスの実際の消費に基づき課税）消費形態に基づき州をまたぎ、課税される仕組みです。1947年のインド独立以降、最重要の税法改革として位置付けられ、2017年7月1日に施行されました。



## ■なぜ GST が必要なの？

- 過去、インド間接税は中央政府と州政府により複数の課税を行うシステムとなっていました。このため間接税の構成が複雑に絡み合い、多くの手続き上の複雑性を招いてきました。さらに税に対して税がかかる仕組み、評価方法の違い、円滑な課税控除を阻害する課税体系などの問題点がいくつもあったりしました。
- 簡単で分かりやすく効率的な税制制度はないか、ということから、1986年、修正付加価値税 (MODVST) 施行をきっかけに、付加価値税のあり方について色々検討、その後統一的な GST が議論され始めました。2000年には MODVAT が改正され、中央付加価値税制度 (CENVAT) になり、税率の簡素化や一定条件における優遇や免税などが廃止され、GST の目指す簡素かつ効率的な税制に向けた動きが高まりました。
- しかしその後、政権交代などの政治的な変動もあり、GST 施行の流れは一旦失われましたが、2014年、モディ首相のリーダーシップのもと、GST は施行される運びとなりました。様々な GST に関する法律の制定後、GST は 2017年7月1日にインド全土に施行されるに至りました。
- GST は付加価値税 (VAT) の原理を取り入れた統一的な課税システムとして、付加価値に対して課税し、最終消費者が負担する形をとりました。これにより、様々な政府や州政府の複雑な税制をひとつの課税体系に変えることによって徴収をシンプルにし、統一的な間接税の課税体系として、インドを共通市場としてまとめる役目を担っているのです。



## GST 略歴 — 簡素で効率的な税制を目指して —

- インドの悲願！
- 足かけ約 30 年！
- 1986 年** 修正付加価値税 (MODVAT) 施行をきっかけに、間接税構造の大幅な見直しとして GST 導入についての検討が開始
- 税金の簡素化に向けた最初の取り組み
- 1999 年** ヴァージペーイー政権 (インド国民党) が現在の GST の基礎となるモデルを設計。
- 2000 年** MODVAT 制度が中央付加価値税制度 (CENVAT) に改正。これにより一定条件における免税や優遇などの廃止、税率の簡素化が進む。
- GST 導入に向け効率的な税制構築が進む
- 2003 年** ヴァージペーイー政権 GST 導入に関するタスクフォースを組織。
- 2004 年** 統一進歩同盟に政権交代。マンモハン・シン政権に。
- 2006 年** 予算演説に初めて GST が登場。  
※当初の導入予定は 2010 年 4 月 1 日予定。以降都度導入延期に。
- 2014 年** 下院の解散に伴い政権交代。ナレンドラ・モディ政権樹立。(5 月)  
※なお、解散により前政権の GST 法案は失効し却下される。  
12 月には内閣が GST 導入に向けた憲法改正案を承認。
- 2016 年** 上院、下院ともに GST 導入に向けた憲法改正案が可決。(8 月)
- 2017 年** ジャンムーとカシミールを除くすべての州で SGST 法案可決。(6 月)  
GST 施行スタート (7 月)

## ■ GST の仕組み – GST ってどういうもの？ –

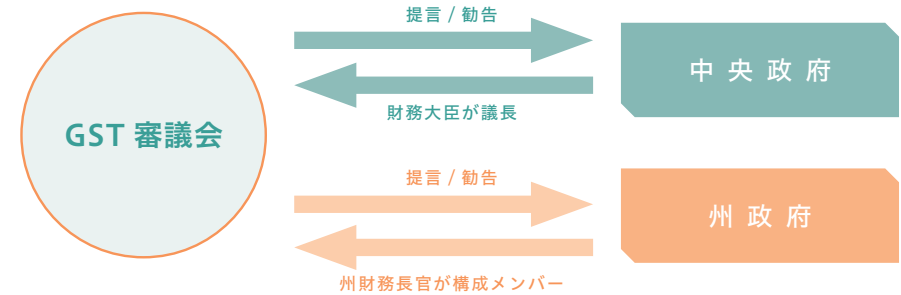
インドは連邦制国家であり中央及び州の両方が課税徴税の仕組みを持ちます。従ってインドの中央及び州共通の課税として GST を同時に課税する仕組みになっています。州内の全ての物やサービスの取引の提供へは、主に「中央 GST (CGST)」「州 GST (SGST)」の行政からそれぞれ徴収されます。同様に州をまたぐ物やサービスの提供については、中央政府によって統合 GST (IGST) が、課税されます。



	GSTに組み込まれる間接税	GSTに組み込まれない間接税
中央税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品税</li> <li>・相殺関税</li> <li>・特別追加関税</li> <li>・サービス税</li> <li>・中央セールス税</li> <li>・課徴金及び特別目的税 (研究開発税含)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本関税 (教育目的税含)</li> <li>・輸出関税</li> </ul>
州税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付加価値税 (VAT)</li> <li>・入境税</li> <li>・州特別目的及び課徴金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印紙</li> <li>・電力</li> <li>・専門家等に対する課税</li> </ul>

## ■ GST 審議会 – GST 制度の仕組みを決める人たち –

GST の仕組みを審査しているのは GST 審議会と呼ばれる組織。インド財務大臣が議長を務め、メンバーは州財務長官で構成されており、国家全体に物やサービスに対する統一的な課税制度を敷くことを目的に GST 中央および州政府へ、GST についての提言を行っています。例えば課税率の設定や、GST の例外規定や税法についてなど、現在までに 27 回の会議を行い、これらの策定に務めてきました。



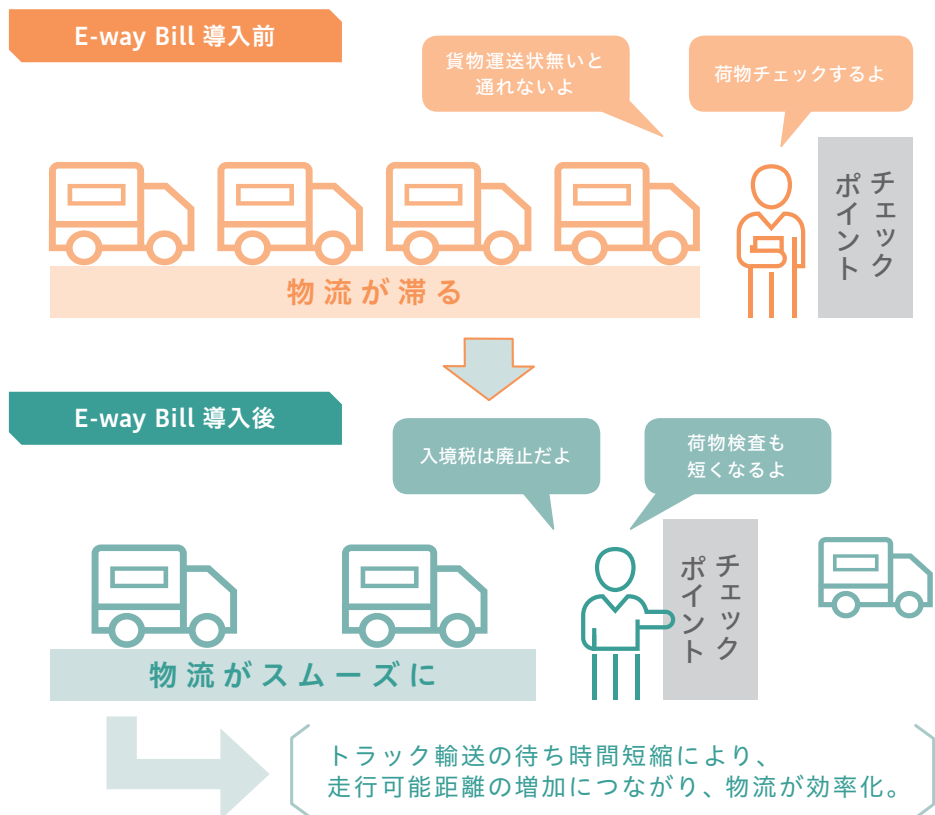
参考：主な GST の税率適用品目 (5月30日時点)

税率	主な適用品目
0%	生活必需品、野菜、牛乳、新聞、教育関係費など
5%	お茶等一般消費財、乾燥ココナッツなど
12%	加工食品、携帯電話、コンデンスミルクなど
18%	家庭一般用品、衛生用品、チョコレートなど
28%	電気製品全般、車載パーツ、たばこなど
28%+	目的税ぜいたく品や車等耐久消費財

例えばチョコレートや衛生用品、コンデンスミルクなどは GST 審議会により、GST 施行直後に比べて税率が引き下げられました。

## ■ E-way Bill – 物流効率化に向けて –

GSTによる変革は何も製品の売買だけにとどまりません。2018年6月にはE-way Billと呼ばれる制度が新たに導入されました。従来は工場から倉庫、倉庫から販売店など州をまたぐ輸送については、税務当局が発行する貨物運送状を取得し、州境に設置されたチェックポイントで提示、移動物品のチェック等がありました。貨物運送状が無ければチェックポイントを通り過ぎない、また物品のチェック等で貨物輸送に時間がかかるなど、物流での大きな課題となっていました。E-way Billはインド国内での物品の移動をネットワーク管理し、移動時に課せられるGST額を管理、徴収するための電子運送証明書で、従来州境で必要になっていた物品のチェックが大きく簡素化されるというメリットを持っています(※)。つまり今まで非効率であった物流の仕組みが大きく変わっていくともいえるのです。産業の血液ともいえる物流の効率化は、まさにインドの経済成長を底上げする要でもあり、大きな期待が寄せられています。



※ GST が免除されているものは対象外（食品など）、5万ルピー以上の価値を有するものが対象

## ■ 最近の主な GST 規則の変更 (2018年6月30日時点)

**反暴利のルール:** 反暴利測定方法が、消費者の利益と同時に産業の利益を保護するため施行。物やサービスの提供における課税率低減や税額控除の便益は、価格減少に見合った分が受取人の利益になるように。

**E-way Bill 制度の導入:** E-way Bill 制度の導入が GST 審議会で可決。GST 審議会は州を跨ぐ物の移動についての E-way Bill 制度の導入を 2018 年 4 月 1 日に施行。州内における E-way Bill 制度は 2018 年 6 月 1 日までに一定のフェーズを経て施行。

**輸出業者への軽減措置:** 輸出業者の競争力低下はグローバルマーケットにおいて競争優位性を失うことであるとして、支払い課税の還付タイミングなどの手続きにおける解決策を調査。中小企業を対象に GST 申告の緩和など様々な軽減措置を施行。

**GST 税の軽減措置:** 178 の項目について 28% から 18% への低減税率を提案。

### 免責事項

This publication contains information of general nature. The information is only for general guidance and is not meant to be a substitute for professional advice in any manner. In case the reader requires any specific inputs/ suggestions/ advice from our end, please contact us separately  
掲載されております情報は一般的な内容・案内であり、専門業務の内容ではございません。お読みになられた方が、ご疑問、ご試問をお持ちになられた場合、弊社 (KrayMan Consultants) へ別途ご質問をお願い致します。

## ■ 取材協力先

### KrayMan Consultants LLP

1170 A, 11th Floor, Tower B1, Spaze i-Tech Park, Sector 49 Sohna Road, Gurgaon

クレイマン・コンサルタンツ LLP 社は、日系企業様のインド進出を会計、監査、税務、諸法令遵守の面からお手伝いをする会社です。公認会計士、会社秘書業務遂行者、原価管理専門家、MBA からなるチームです。日系企業様がインドでの業務を遂行する上でのお手伝いをしております。くわしい業務につきましては [www.krayman.com/jp](http://www.krayman.com/jp) をご覧下さい。

パートナー: Manan Agarwal  
携帯: +91 99716-98268  
email: manan.agarwal@krayman.com  
日系企業担当: 山田幸彦  
携帯: +91 99114-50283  
email: japandesk@krayman.com

**KrayMan**  
Demystifying Complexities

